

北東アジア課長

7 **極秘**

1.

処理	要注
長	機
席	官
1	20
2	
3	
4	
5	
1	

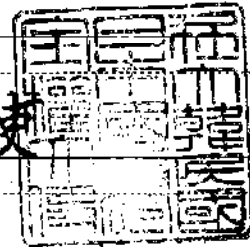
政第4919号

昭和43年12月13日

外務大臣殿

在大韓民國

金山大使



在韓日本人遺骨について

11月27日付貴信 亜北第1453号に關し、

12月17日、申東元外務部東北亜州課長は、

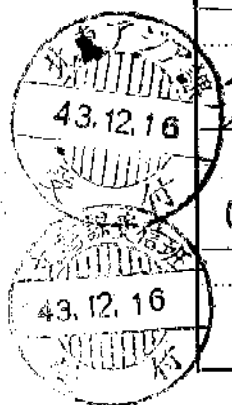
忠清南道の日本軍人遺骨の調査について督促

の<sup>ため</sup>に、~~往訪~~した島本に対し、次のとおり述べた

趣意であるので報告する。

(1) 本件遺骨の実態を韓国側が調査し

ないとは言めない。また、本件調査がどの



GA-4

外務省

程度ですんでいるおについては、改めて御通知する。

しかし、私見であるが、本件遺骨を一般の遺骨と別り處して、事情の異なるものとして、日本側による調査に協力するお、更に一歩おあめて、本件遺骨のみを特別に処理するというようなことは、考えられず、それよりも、日本側は、(2)以下に述べていることを、よく認識<sup>され</sup>して、遺骨問題の処理が一日でも早く、実現するように御努力願いたい。

(日本側が、重ねて本件遺骨の特殊性と、これを二のまき放置することは、しつないわがある旨説明したのに対し、申課長は、韓国側が調査して回答することについて努力する旨答えた)

(2) 日本側は、本件遺骨だけをしつあげて云々それよりも、先般 御東韓の伊達北東アジア

~~自令(申)が~~  
 課長に要望し、同課長から大いに努力する旨  
 の承諾を得て期待しているところであるが、いわゆる  
 韓国側試案(為領第一 2/11年11月5日付在信政第3717号  
 参照)の線に解決されるよう一段とよろしく願  
 います。

~~自令(申)~~  
 (3) ~~が~~ 前任者の在課長から引継いた話では  
 まあ第一に、それぞれこの韓国側試案というものは  
 実質的には、当時日本の北東アジア課長と韓国の  
 東北亞州課長の両在課長が緊密な連  
 絡をとりつつ、お互に了解する線で作成された  
 日韓共同案のようなものであるとのことであり、  
 しかも、ある部分については、日本側の suggestion  
 により、<sup>社</sup>日本側から照会があった点も含めて  
 検討した結果でできあがったものであると理解し  
 ている。(為領第一 在信政第2頁参照)

第三に、その後における日本側の邦公式の説明によると、野田前北東アジア課長の非常な御努力にもかかわらず、“厚生省”の反対にあい、全く進展しない状態のまますておかれている（有信課長は、前任者からこのように聞いているのであって、日本側の誰が、いつ、おける説明をしたかは知らない由。）とのことである。

(4) 現在韓国側は、~~このように~~ 植骨問題が、  
 二のような~~状態~~<sup>状態</sup>で進展せざるにしていることについて、  
 いかに思っている。以上日本側の外部でいふ  
 ことがあり、“厚生省”が反対するから云々といわれて  
 も、これはあくまで日本側外部の問題であつて、  
 九のようなことが事実なら、一応試案の線も、  
 日々ながら了解されていた外務省の“メンツ”に  
 かけておかしと申し上げざるをえない。（有信課長

— 韓国側試案に対し、為館からは、公式に回答をしたことはない。42年6月17日付同僚政第2673号5頁参照)

(5) なお、昨年6月前任者から <sup>当所当此</sup> ~~前在任中~~ の三谷参事 <sup>三谷参事</sup> に対し、試案について、新提案等を出したよ (為館誌 - 上記同僚政第2673号 <sup>1.(2)</sup> 参照) と述べているが、これは ~~原案~~ 原案の範囲内であるという意味であり、また、その際、私見であるが云々と語ったところ (為館誌 - 上記同僚政第2637号 1.(4) の私見であるが、緣故者判明分を引取り未判明分は、同判明して重に埋葬され、これをもって本件遺骨肉題は、全般的、かつ、最終的に解決したことはとらえておられる。--- 最近では、遺骨に対する肉白化とほとんどない状況であり、--- のことをいう。なお、同僚政 2 参照) は、おまりに私見にすぎ。

韓国側としては、一括引取りを原則とする従来の

立場に今も変更のないことを改めて、強調<sup>（お）</sup>  
~~する~~ <sup>との点がある。</sup>